

会長	事務局長	主幹	係

大府市農業委員会

第 6 7 7 回総会議事録

大府市農業委員会

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、第677回大府市農業委員会の議事録を作成する。

令和4年2月21日
大府市農業委員会
会長 久野 一弘

大府市農業委員会総会議事録

- ・開催日時 令和4年2月21日（月） 午後3時～3時30分
- ・開催場所 大府市役所5階 全員協議会室
- ・出席委員

（農業委員）

会 長	1 3 番	久野 一弘
副会長	1 2 番	深谷 勝義
委 員	2 番	服部 啓子
	3 番	濱島 守
	4 番	本田 貴士
	5 番	鈴木 広子
	6 番	竹内 敬三
	7 番	相羽 誠二
	8 番	深谷 英一
	9 番	神谷 登
	1 1 番	加古 春久

（農地利用最適化推進委員）

	1 4 番	浅田 勲
	1 5 番	大嶋 英二
	1 7 番	鈴置 省悟
	1 8 番	深谷 幸子
	1 9 番	山口 茂樹

- ・欠席委員

（農業委員）

	1 番	近藤 武
	1 0 番	成田 正彦

（農地利用最適化推進委員）

	1 6 番	加古 俊治
--	-------	-------

会 期	1 日
-----	-----

議 事 日 程（第 6 7 7 回）

令和 4 年 2 月 2 1 日

日 程	議案 番号	件 名	備 考
1		会議書記の指名について	
2	報告 1	農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の受理について	
3	報告 2	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について	
4	報告 3	農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について	
5	報告 4	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について	
6	報告 5	現況証明願について	
7	議案 1	農地法第 3 条の規定による許可申請について	
8	議案 2	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について	
9	議案 3	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について	
1 0	議案 4	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農業委員会の決定について（利用権設定）	
1 1	議案 5	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（一括方式）	

・ 農業委員会事務局職員

事務局長 伴 則幸
事務局 松下 景美

(久野一弘 議長)

ただいまから第677回総会を開会いたします。総会の定足数について事務局より報告してください。

(伴 則幸 事務局長)

総会の定足数につきまして、ご報告いたします。

農業委員会の在任委員13名中11名の出席で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員6名中5名の出席をいただいております。

なお、1番近藤武委員、10番成田雅彦委員、16番加古俊治委員から欠席のご連絡を受けております。

報告は以上です。

(久野一弘 議長)

日程第1「会議書記の指名」を行ないます。

本日の会議書記には農業委員会事務局の伴則幸氏と松下景美氏を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

日程第2「報告第1号」『農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について』から、日程第6「報告第5号『現況証明願について』まで、事務局より説明してください。

(伴 則幸 事務局長)

日程第2報告第1号『農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について』ご説明します。

市街化区域内において所有者自らが行う農地転用で、議案書1頁の計1件です。畑1筆、転用面積は463㎡です。転用目的は集合住宅です。局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて日程第3報告第2号『農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について』ご説明します。

市街化区域内において権利設定・移転の伴う農地転用で、議案書2頁から4頁の7件です。畑12筆、田5筆、転用面積は2,480.46㎡で、転用目的は駐車場1件、住宅4件、倉庫及び事務所1件、社員寮1件です。

局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて日程第4報告第3号『農地法第3条の3の規定による届出の受理について』ご説明します。

農地を相続により取得した場合に届出していただくもので、議案書5頁の5件、畑8筆、田4筆、計12筆 7,574㎡の届出がありました。

局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて日程第5報告第4号『農地法第18条第6項の規定による通知について』ご説明します。

農地又は採草放牧地の賃貸借の合意による解約通知で、議案書6頁から12頁の19件、畑2筆、田32筆、27,027.62㎡の届出がありました。

局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて日程第6報告第5号『現況証明願について』ご説明します。

20年以上前から非農地であることが公的な証明にて確認できることをもって願い出されるもので、議案書9頁の1件、畑1筆、208㎡の願い出がありました。

局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。
説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの報告第1号から報告第5号までについて質問、意見等はございませんか。

(「なし」の声)

質問、意見等がないようです。
これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと思います。
次に、日程第7議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』
2件を上程いたします。
事務局より説明してください。

(伴 則幸 事務局長)

議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』ご説明します。
農地を農地として権利設定、移転を行うものであり、議案書14頁の大府
市農業委員会の許可案件2件、田2筆、2,203㎡です。

1番2番ともに経営規模拡大が目的の申請です。

議案内容の詳細については、協議会でご説明させていただいたとおり、農
地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしている
と考えます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問等はございませんか。

(「なし」の声)

それでは、担当地区委員より意見をいただきたいと思います。
1番の案件について鈴置委員どうぞ。

(鈴置省悟 委員)

1番の譲受人は、所有農地及び借り受け農地の耕作状況及び従事日数等の
要件を満たしておりますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございませんか。

(「なし」の声)

2番の案件について山口委員どうぞ。

(山口茂樹 委員)

2番の譲受人は所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしており
ますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございませんか。

(「なし」の声)

特に意見はないようですので、議案第1号を採決します。
本申請を許可することに賛成の方は挙手願います。

「全員挙手」

全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、日程第8議案第2号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』2件を上程いたします。事務局より説明してください。

(伴 則幸 事務局長)

議案第2号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』ご説明します。市街化調整区域内において所有者自らが農地転用を行う案件で、議案書15頁の愛知県知事の許可案件2件です。

1番の案件は、分家住宅を建設する目的で転用するものでございます。農地区分は、概ね10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地と判断されます。

2番の案件は、農業用倉庫及び直売所を建設する目的で転用するものでございます。農地区分は住宅等、その他の事業用施設、公共施設、または公益的施設が連担している区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域にある農地で、第2種農地と判断されます。

いずれの案件も、申請書類の審査、現地確認を踏まえ、許可見込みありと判断されます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問等はございませんか。

(「なし」の声)

それでは、担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1番の案件について加古春久委員どうぞ。

(加古春久 委員)

1番の申請地ですが、汚水は下水道へ接続し、雨水等は既設の水路にそれぞれ放流されるため、隣接農地への影響はないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございませんか。

(「なし」の声)

2番の案件について深谷英一委員どうぞ。

(深谷英一 委員)

2番の申請地ですが、汚水は合併処理浄化槽で処理し、雨水とともに既設の水路に放流されるため、隣接地への影響はないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございませんか。

(「なし」の声)

特に意見はないようですので、議案第2号を採決します。

本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見はなしとすることに賛成の方は挙手願います。

「全員挙手」

全員賛成ですので、議案第2号は委員会の意見なしで愛知県知事に送付することに決定いたします。

次に、日程第9議案第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』2件を上程します。

事務局より説明してください。

(伴 則幸 事務局長)

議案第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』ご説明します。

市街化調整区域内で権利設定・移転の伴う農地転用で、議案書16頁、愛知県知事の許可案件2件です。

1番の案件は放置自転車の保管場所として整備する目的で転用するものでございます。農地区分は、水道管、ガス管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道区域で、おおむね500m以内に「保育施設」及び「医療施設」がある区域にある農地で、第3種農地と判断されます。

2番の案件は、分家住宅を建築する目的で転用するものでございます。農地区分は、住宅等その他の事業用施設、公共施設、または公益的施設が連担している区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域にある農地で、第2種農地と判断されます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見等はありませんか。

(質問、意見なし)

それでは、担当地区委員より意見をいただきたいと思います。1番の案件について、(鈴木)委員どうぞ。

(鈴木広子 委員)

1番の申請地ですが、建物等の建設は無く、一部土地造成はありますが、周囲を囲むフェンス等の設置のみで、影響はないと考えられます。問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございませんか。

(「なし」の声)

2番の案件について深谷英一委員どうぞ。

(深谷英一 委員)

2 番の申請地ですが、汚水は合併処理浄化槽にて処理した後、雨水とともに既設道路側溝に排水されるため、農地への影響はないと考えられますので、問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございませんか。

(「なし」の声)

特に意見はないようですので、議案第 3 号を採決します。

本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見はなしとすることに賛成の方は挙手願います。

「全員挙手」

全員賛成ですので、議案第 3 号は、委員会の「意見なし」で愛知県知事に送付することに決定します。

次に、日程第 10 議案第 4 号『農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農業委員会の決定について（利用権設定）』2 件を上程します。

事務局より説明してください。

(伴 則幸 事務局長)

議案第 4 号『農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農業委員会の決定について（利用権設定）』ご説明します。

農業経営基盤の強化を図ることを主旨として、「農用地利用集積計画」が提出されております。議案書 17 頁の 2 件です。

市内の方 1 名による新規で、田 2 筆、合計 1,819 m²の申請です。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしております。契約期間、賃借料については議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問等はありませんか。

(質問、意見なし)

特に意見はないようですので、議案第 4 号を採決します。

原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

「全員挙手」

全員賛成ですので、議案第 4 号は原案のとおり承認することに決定します。

次に、日程第 11 議案第 5 号『農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（一括方式）』3 件を議題とします。

事務局より説明してください。

(伴 則幸 事務局長)

議案第 5 号『農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（一括方式）』であります。農業経営基盤の強化を図ることを主旨として、「農用地利用集積計画」が提出されております。

公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有して利用権を設定するものです。議案書 18 頁の計 3 件です。畑 1 筆、田 2 筆、1,788 m²の申請です。

市内の方2名で、いずれの借り手も農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしております。契約期間、賃借料については議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見等はありませんか。

(質問、意見なし)

特に意見はないようですので、議案第5号を採決します。
原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

「全員挙手」

全員賛成ですので議案第5号は、原案のとおり承認することに決定します。

これで、全案件の審議が終了いたしました。
以上を持ちまして、第677回総会を閉会します。